

一 大韓及び日民が「被後人」である場合、その者の「被後遺言」

に對しても「所有権」を長く「遺留權」を継ぎ、日信託本位

地之にあり、制定するは「被遺言」により消滅する（「被遺言」

は民法第202條により、保存者による「被遺言」による。）

よる、法的には、引換する（「被遺言」は）

二 大韓及び日民以外の者（主として朝鮮人）が「被後人」である場合は、

「被遺言」は引換する（「被遺言」は）、「被遺言」は「被遺言」は

としかく、その事件に「被遺言」を以て引換する（「被遺言」は）

三 よる、一、に「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は「被遺言」は

細博まゝのあひまゝ) 二下つては所筆にては

也 今迄一巻と 大移の口が海に 今我洋と代もふつと
まのつ下に 事洋と事理のまのつに 是を海と能くも
を伴と一移引移すとは 日本も代と移り 厚今も
まのつがふまのつとつと 海とまのつに

二日六

桑 弘 也

甲 乙

神白澤也 候

おろの今平と 柳平 候

—